

【資料】

ニューヨーク州民法典(二)

——一八六五年二月十三日 州議會に提出——

村 井 衡 平

民法典を制定する法律

第一編 人

第一部 人

第二部 人格権(以上七卷三・四号)

第三部 対人関係

第一章 婚 姻

第一節 婚姻契約

第一款 効 力

(婚姻の定義)

ニューヨーク州民法典(二) (村井)

第三四条 婚姻は、それを締結することができる当事者双方の合意のみが必要とされる民事契約によって生じる、対人関係である。

(合意を証明する方法)

第三五条 婚姻の合意は、どのような形式によっても表明することができるし、またどのような事実によっても証明することができる。

(婚姻できる人)

第三六条 十四才もしくはそれ以上の年令の未婚の男および十二才もしくはそれ以上の年令の未婚の女であり、他の点

(二二二) 一一一

で資格を喪失していない人は誰れでも、婚姻の合意をすることが出来る。但し、本法第五四条の規定に従わなければならない。

(合意は現在の婚姻に対して与えられなければならない)

第三七条 婚姻の合意は、即時に開始されるべきものであり、後に婚姻すべき合意であってはならない。

(近親婚)

第三八条 親と子、親等を問わず直系尊属と卑属の間の婚姻および全血ならびに半血の兄弟姉妹の間の婚姻は、近親婚であり、親族関係の嫡出・非嫡出を問わず、当初より無効である。

(無効とされる婚姻)

第三九条 婚姻当事者の一方が、年令もしくは理解力の不足により、合意ができないとき、肉体的原因で婚姻状態に入ることができないとき、または一方の合意が詐欺もしくは強迫によって得られたときは、婚姻は、その無効が管轄権ある裁判所によって宣告された時より、無効である。

(重婚は禁止される)

第四〇条 前の夫または妻の生存中に、いずれかが、前記以外の人と締結した婚姻は、当初より、不法かつ無効である。

但し

一 前の婚姻が、前記の人の姦通以外のなんらかの理由により取り消され、もしくは解消されたとき、または

二 前の夫もしくは妻が終身拘禁の終局判決をうけたとき、または

三 前の夫もしくは妻が失踪し、後の婚姻の直前五年の間、生存しているかどうか不明のとき——は、この限りでない。いずれの場合も、後の婚姻は、その無効が管轄権ある裁判所により宣告された時より、無効である。

(配偶者権等は容赦によって回復されない)

第四一条 一八二二年四月十二日以後に、この州において、終身拘禁の判決をうけた誰れかに容赦が与えられるときは、かかる人が以前の婚姻で有していた権利もしくはその婚姻より生まれた子の監護を回復することはない。

(インディアンの婚姻)

第四二条 インディアンの慣習に従って婚姻を締結し、夫婦として同居するインディアンは、合法的に婚姻したものである。

(法典のある部分は適用されない)

第四三条 契約および人の契約締結能力に関する本法典の他

の部分の規定は、婚姻契約に適用されない。

(婚姻の約束)

第四四条 婚姻の約束は、普通の契約と同じ規定に従う。但し、当事者はいずれも、他方が個人的貞節さを欠いていることを知らずにした約束に少しも拘束されないし、また他方の側の不貞な行為により、約束を免除される。

## 第二款 証明

(婚姻を証明する方法)

第四五条 証明のため、本款の規定に従い、婚姻は、この州内において、ここに記載された方式により、どの宗派でも伝道者または司祭、市長・市記録係または市会議員・郡裁判所判事または治安判事、およびインディアンの場合は、彼等各自の管轄区域内で仕事をする調停者を含む、一人または数人により、挙式されなければならない。

(婚姻の形式)

第四六条 婚姻に関して特別の形式は要求されない。当事者は、婚姻を挙式する人および少くとも一人の証人の面前において、厳肅に、彼等は互いに他方を夫および妻とする旨を宣言しなければならない。

(婚姻を挙式する人の義務)

第四七条 婚姻を挙式する人は、彼の満足するまで

一 当事者の同一性

二 彼等の正式の氏名および居所

三 彼等は婚姻を締結するに充分な年齢であること、さらに

四 証人の氏名および居所、二人以上の証人がいるときは、二人の証人の氏名および居所——を確認しなければならない。

( ) ( ) ( )

第四八条 婚姻を挙式する人は、前条に従い、彼によって確認された事実および挙式の日付を、彼がその目的で保管する帳簿に登録しなければならない。

(請求により、婚姻当事者のいずれか一方に証明書が与えられる)

第四九条 婚姻を挙式する人は、請求にもとづき、それに彼が署名し

一 婚姻当事者の氏名および居所

二 彼等は彼の面識を得ていること、または彼に面識のある一人の宣誓により、彼等は該証明書に記載された人々

であることが満足のいくまで立証されたこと  
三 彼は、彼等が婚姻を締結するに充分な年令であったことを確認したこと

四 証言する一人または二人の証人の氏名および居所  
五 該婚姻の日付および場所、さらに  
六 正当な調査がなされた後、該婚姻に対する合法的な障害は何も現われなかったこと——を明記する証明書を交付しなければならない。

(証明書)

第五〇条 前条に記載された証明書は、婚姻後六カ月以内に、そこで婚姻が締結されたか、または当事者の一方が居住する市もしくは町の記録係に提出されることができ。そして、提出された場合は、記録係によって用意される帳簿に、当事者各自の氏名のアルファベット順に、かつそれが提出された日付順に、登録されなければならない。

(証明書の登録)

第五一条 前条によって要求される登録は

- 一 各当事者の氏名および居所
- 二 婚姻の日付および場所
- 三 証明書に署名する人の氏名および義務上の地位

四 証明書が登録された日付——を明記しなければならない。  
い。

(証明書の認証)

第五二条 婚姻証明書が伝道者または司祭によって署名されたときは、登録の前に、記録係と同じ郡に居住する下級判事の証明書により、署名した人は該判事に個人的に面識があり、彼の面前で証明書を作成することを承認したこと、またはある宗派の伝道者もしくは司祭による証明書の作成は、下級判事に面識があり、かつ証明書が作成されるのを見分した人の宣誓により、下級判事に対して立証されたこと、が裏書または追加されなければならない。

(証明書・登録等は証拠である)

第五三条 前記の命令によって作成された婚姻の証明書もしくはその登録、または適法に認証された証明書の写しもしくは登録は、婚姻の事実の推定証拠である。

第二節 離 婚

第一款 無 効

(婚姻が取り消される場合)

第五四条 婚姻は、婚姻のときにある左の原因のいずれかにより、取り消されることができ、

一 取り消される婚姻を望む当事者が法定の合意年令に達していなかったこと。但し、合意年令に達した後、該当事者がいつでも、自由な意思で、夫または妻として他方と同居したときは、この限りでない。

二 いずれか一方の前の夫または妻が生存しており、前の夫または妻との婚姻が、いぜんとして有効であったこと。

三 妻の年令が十四才未満であったこと、および婚姻は、彼女の身体を監護する義務を負う人の同意がなく、夫の側に処罰に価する犯罪であり、その後同居は行われておらず、妻が十四才に達した後、どのような相互の合意も確認されていないこと。

四 いずれか一方が精神異常者であったこと。但し、該当事者が、本心に復した後、自由な意思で、他方と夫または妻として同居したときは、この限りでない。

五 いずれか一方の合意が詐欺によって得られたこと。但し、該当事者が、その後、詐欺を構成する事実を充分に認識したうえ、自由な意思で、他方と夫または妻として同居したときは、この限りでない。

六 いずれか一方の合意が強迫によって得られたこと。但し、該当事者が、その後、自由な意思で、他方と夫または妻として同居したときは、この限りでない。

七 いずれか一方が、婚姻のときに、肉体的原因で婚姻状態に入ることができず、かつその状態が継続し、不治と思われること。

(取消判決の申立)

第五五条 訴訟を開始するため、法定の期限内に、婚姻取消の申立は

一 前の夫または妻が生存していたことを原因とするときは、他方の生存中にいずれか一方により、または前の夫もしくは妻により

二 白痴を原因とするときは、いずれか一方の生存中に、婚姻を取り消すについて利害関係のある白痴者の近親の誰れかにより

三 白痴以外の精神病を原因とするときは、かかる精神病の間はいつでも、もしくは精神病当事者の死亡後であり、他方当事者の生存中、婚姻を取り消すについて利害関係のある精神病当事者の近親の誰れかにより、または本心に復した後、精神病当事者により

四 詐欺または強迫を原因とするときは、被害当事者または該当事者の親もしくは後见人、またはいずれか一方の生存中に、婚姻を取り消すについて利害関係のある該当事者の近親により

五 当事者または近親による申立が行われなるときは、申立は前記のいずれの場合においても、当事者双方の生存中はいつでも、そのために裁判所によって任命された精神病者または被害当事者の後见人により

六 肉体的無能力を原因とするときは、申立は、被害当事者によつてのみ、無能力当事者に対し、行うことができる。そして、すべての場合において、婚姻の締結から二年以内に行われなければならない。

七 第五四条の三に定められた原因のときは、妻によつてのみ、行われることができる。

(取り消された婚姻より生まれた子)

第五六条 前の夫または妻が生存していたことを原因として婚姻が取り消され、かつ後の婚姻は、当事者双方が善意で、前の夫もしくは妻は死亡したと充分に信じて締結されたとき、または婚姻が精神病を原因として取り消されるとき、判決以前に生まれた子は、判決のなかで特定されなければ

ならない。そして、嫡出子と同じ方法により、婚姻のときに契約能力のあつた親の財産を相続する権利を有する。

(子の監護)

第五七条 裁判所は、詐欺または強迫を原因として取り消された婚姻より生まれた子の監護を、無責の親に与えなければならぬ。そして、彼等の教育および扶養のために、有責当事者の財産を用意することができる。

(取消判決の効力)

第五八条 当事者双方の生存中に言渡された婚姻取消の判決は、無効に関する終局的な証拠である。しかし、婚姻当事者のいずれか一方の死亡後に言渡されるときは、訴訟当事者および彼等のもとに請求している人々に対してのみ、終局的なものである。

## 第二款 解 消

(婚姻はいかにして解消されるか)

第五九条 婚姻は

一 当事者の一方の死亡もしくは終身拘禁刑の宣告により、または

二 管轄権ある裁判所の判決により——解消される。

(姦通を原因とする離婚)

第六〇条 左のいずれかの場合において、夫または妻によつて姦通がなされたときはいつでも、婚姻の解消を宣告することができる。

一 姦通がなされたときに、夫および妻の双方が現にこの州の住民であつたとき

二 婚姻がこの州内で行われたとき

三 姦通がなされたとき、および訴訟が開始されたときに、被害配偶者が現にこの州の住民であつたとき

四 姦通がこの州でなされ、かつ訴訟が開始されたときに、被害配偶者が現にこの州の住民であつたとき

(姦通を原因とする離婚請求が棄却される場合)

第六一条 姦通の事実が立証された場合でも、離婚判決の言渡は

一 非難される姦通が原告によつて発見された後、五年以内に離婚の請求がなされなかつたとき

二 姦通が、離婚を請求する当事者の周旋により、または承認のもとになされたことが明らかにするとき

三 被害配偶者が、非難した姦通を明示に容赦し、または事実を十分に認識したうえ、有責配偶者と夫もしくは妻

として、自発的に同居し、かつ、その後、有責配偶者を夫婦としての愛情をもつて処遇したとき

四 原告もまた、他方配偶者の周旋または承認なしに、姦通の罪があつたことが明らかになつたとき

(子の嫡出性)

第六二条 夫の姦通を原因として離婚判決が言渡されるとき、訴訟の開始前に妻の生んだ、婚姻による子の嫡出性は、その効力をさまたげられることがない。

( ) ( ) ( )

第六三条 妻の姦通を原因として離婚判決が言渡されるとき、訴訟の開始前に彼女の生んだ子の嫡出性は、その効力をさまたげられることがない。しかし、妻の他の子の嫡出性は、事件の証拠にもとづいて、裁判所により決定される。かかるすべての事件において、訴訟の開始前に生まれたすべての子は、反対の事実が示されるまで、嫡出と推定される。

(再婚が禁止される場合)

第六四条 離婚判決が姦通を原因として言渡されるとき、無責配偶者は、他方の生存中に再婚することができる。しかし、有責配偶者は、他方配偶者の死亡するまで、無責配偶者を除いて、誰れとも再婚することはできない。

第三款 別居

(別居が宣告される場合)

第六五条 夫および妻の生涯または一定期間の別居は、次条に規定される原因にもとづいて、宣告されることができる。

一 夫および妻の双方が現実はこの州の住民であるとき

二 婚姻がこの州内で行われ、かつ原告が申立の時に現実に住民であるとき、または

三 婚姻はこの州内で行われなかったが、当事者双方は、その後、少くとも一年間、現実はこの州の住民であったとき

(別居原因)

第六六条 夫および妻の別居は、左の原因のいずれかにもとづいて、宣告されることができる。

一 一方が他方よりうける虐待的処遇

二 同居を危険もしくは不適当にするような、一方から他方に向けられた行為、または

三 「夫および妻」の章によって規定される、夫または妻としての義務の履行の拒否を伴う遺棄

(別居が拒否される場合)

第六七条 第六六条に宣言された別居原因のあるときでも、原告が離婚原因について有責であったことが明らかになるときは、別居判決の言渡は拒否されることができる。

(別居が拒否されるいくつかの場合に救済が与えられる)

第六八条 別居判決の言渡が拒否されるときでも、裁判所は離婚の訴において、妻および彼女の子または彼等のうちの誰れかのため、夫または彼の財産より扶養料を支給させることができる。

(別居判決が取り消される場合)

第六九条 別居判決は、生涯または一定期間のいずれを問わず、彼等が和諧したことに關する満足のいく証拠とともに、当事者の共同の申立にもとづき、裁判所によって課せられる規制のもとに、いつでも取り消されることができる。

第四款 通則

(妻の居所)

第七〇条 第二款または第三款のもとで、離婚を請求する場合において、この州に居住する妻は、彼女の夫が他に居住するときでも、現実の住民とみなされる。

(訴訟費用)



第七一条 離婚の訴訟が係属中、裁判所は、裁量にもとづいて、夫に対し、妻が彼女自身もしくは彼女の子を扶養し、または訴訟を遂行もしくは防禦することができるよう、ある額の金銭の支払を命じることができる。

(子の監護に関する命令)

第七二条 離婚の訴訟において、裁判所は、判決の前または後に、婚姻による子の監護・世話および教育のため、必要または適切と思われる命令を与え、またいつでも、それを取り消し、もしくは修正することができる。

(妻に与えられた離婚または別居にもとづく、妻および子の扶養)

第七三条 夫の非行を原因として離婚判決が言渡される場合において、裁判所は、夫に対し、当事者双方の事情を別々に考慮し、正当と判断するところに従い、婚姻による子の扶養料を支払い、妻の生涯もしくは一定期間の扶養のため、妻に相当な扶助料を支払うよう、強制することができる。そして、裁判所はこれらに関する命令を、ときに応じて、修正することができる。

(扶養料および扶助料支払の担保)

第七四条 裁判所は、夫に対し、本章の規定のもとで命じら

れる扶養料または他の金銭の支払いのため、合理的な担保を提供するよう命じ、また管理人を任命し、もしくは場合に依じて適切な他の手段により、それを強制することができる。

### 第三章 夫および妻

(夫および妻の相互的な義務)

第七五条 夫および妻は、相互の尊敬・貞節そして扶助の義務を、互いに契約する。

(家族の長としての夫の権利)

第七六条 夫は家族の長である。彼は、生活のための合理的な場所および方法を選択することができる。そして、妻はそれに従わなければならない。

(夫の妻に対する扶助の義務)

第七七条 夫は、彼の財産または彼の労働により、彼自身および彼の妻を扶助しなければならない。そうすることができないとき、彼女は、できる限り、夫を援助しなければならない。

(他の点に関して、彼等の利害関係は別々である)

第七八条 第七七条に規定された場合を除き、夫および妻は

いずれも、他方の財産に関して、どのような利害関係も有しない。しかし、いずれも他方の住居から追い出されることはない。

(夫および妻は契約を締結することができる)

第七九条 夫または妻は、他方または誰れか他の人と、財産に関して、いずれも独身であるかのように、合意または取引をすることができる。彼等の間の取引に関しては、「信託」の部に定義されたように、相互に信頼関係にある人々の行為を規制する通則に従う。

(彼等の法律関係を損うことができる範囲)

第八〇条 夫および妻は、相互のどのような契約によっても、彼等の法律関係を変更することはできない。但し、彼等は、即時に別居すべきことを合意することができる。また、かかる別居中の彼等の一方および彼等の子の扶助に関して、用意することができる。

(約因)

第八一条 当事者の相互的な合意は、前条に規定された合意のための十分な約因である。

(合有者その他になることができる)

第八二条 夫および妻は、不動産または動産を共同で保有す

ることができる。

(他方の行為に関して、いずれも責任を負わされない)

第八三条 夫または妻は、いずれも、その資格で、他方の行為に関して責任を負わされない。

(妻の扶助)

第八四条 夫が、彼の妻の扶助のため適切な用意をするのを怠る場合において、誰れか他の人は、善意で、彼女の扶助のため必要な品物を供給し、夫からそれに関する合理的な代価を回復することができる。

(妻による夫の遺棄)

第八五条 妻が夫を遺棄するとき、彼は、彼女が復帰を申し出るまで、彼女の扶助に関して責任を負わない。但し、彼の非行により、彼女が彼を遺棄したことが正当化されるときは、この限りでない。

## 第二章 親および子

### 第一節 出生による子

(婚姻中に生まれた子の嫡出性)

第八六条 婚姻中に生まれた子は、すべて嫡出と推定される。

(婚姻外で生まれた子の嫡出性)

第八七条 既婚の女が、婚姻の解消後、十カ月以内に出産した子は、嫡出と推定される。しかし、かかる期間中に彼女が再婚し、その後、子を出産した時は、二度目の夫による彼女の嫡出子と推定される。

(誰れが子の嫡出性を争うことができるか)

第八八条 嫡出の推定は、夫もしくは妻、または彼等の双方もしくは一方の直系卑属によるのみ、争われることができる。その場合は、嫡出性は、他の事実と同様に立証されることが出来る。

(子を養育し、教育すべき親の義務)

第八九条 子を監護する権利を有する親は、子その環境にふさわしく養育し、かつ教育しなければならない。嫡出子の父の与えることのできる養育および教育が不適切であるときは、母は、彼女の能力の範囲内で、彼を援助しなければならない。

(嫡出子の養育)

第九〇条 嫡出・未婚・未成年の子の父は、子を監護し、世話し、賃金を代って受け取る権利を有する。しかし、父は、かかる監護または世話を、母が生存し、同意することがで

きる限り、彼女の書面による同意なしに、母以外の誰れか他の人に、譲渡することはできない。父が死亡し、もしくは彼が子を監護・世話することができないとき、または彼がそれを拒否し、もしくは家族を遺棄したときは、母がこれらの権利を有する。

(非嫡出子の監護)

第九一条 非嫡出・未婚・未成年の子の母は、子を監護し、世話し、賃金を代って受け取る権利を有する。

(親に対する扶助料支払の命令)

第九二条 控訴裁判所は、かかる命令が子の利益となる場合はいつでも、適切と思われる条件のもとに、子の過去または将来の養育および教育のため、子の親に対し、その財産から扶助料を支払うよう命じることができる。

(親は子の財産を管理できない)

第九三条 親は、その資格で、子の財産を管理することはできない。

(親権濫用に対する救済方法)

第九四条 親権の濫用は、子・三親等内の親族または子の居住する町の監督官によって提起される民事上の訴において、裁判所の審理に服する。そして、濫用が立証された場合に

において、子は親の支配を免れ、親は処罰をうけ、かつ養育および教育の義務を強制される。

(親権が終了する場合)

第九五条 親権は

一 子の身上の後見人が裁判所によって任命されたことに  
より

二 子の婚姻により

三 子が成年に達したことにより——終了する。

(親が子の養育のための準備をせずに死亡した場合の救済方法)

第九六条 子を養育する責任を負うべき親が、責任を町に託し、かつ養育のために充分な不動産を残して死亡する場合に、町の監督官は、民事上の訴により、親の不動産から子の養育のための必需品を請求することができる。そして、この目的のため、該不動産に対する債権者、親の相続人、受遺者および近親者と同様の救済方法を有することができる。

(親および子が互いに扶養すべき相互的な義務)

第九七条 労働によって自治することのできない貧しい人の父・母および子は、彼等の能力の範囲内で、かかる人を扶

養すべき義務がある。成年の子が行う、かかる親に対し子め供給された必需品の代価を支払うべき旨の約束は、有効である。

(子に供給された必需品について親が責任を負う場合)

第九八条 親が、彼の責任のもとにある彼の子のため、その事情に応じて、必要な品物を供給するのを怠る場合において、第三者は、善意で、かかる必需品を供給し、かつそれに関する合理的な代価を親から回復することができる。

(子に供給された養育料について親が責任を負わない場合)

第九九条 親の一方は、賠償をうける旨の合意なしに、彼の子を自発的に養育した他方の親もしくは親族に、または正当な理由なしに親を遺棄した子を養育した第三者に、賠償の義務を負わされない。

(夫は、妻が前婚でもうけた子を養育する義務を負わない)

第一〇〇条 夫は、妻の前夫による子を扶養する義務を負われない。しかし、彼が子を彼の家族に受け入れ、養育する場合において、彼は養育について、親としてそうするものと推定され、かつそれが事実であるときは、子は彼に對し、また彼は子に對し、その提供した助力について、責任を負わされない。

(成年の子の賠償と養育)

第一〇一条 子が成年に達した後、引続き、親に助力を提供し、親によって養育されるときは、それに関する合意のない限り、双方とも、賠償を請求することはできない。

(親は、子の助力と監護を放棄することができる)

第一〇二条 親は、支払能力の有無にかかわらず、子を監督し、彼の賃金を受け取る権利を放棄することができる。親によって遺棄されることは、かかる放棄を推定する証拠である。

(未成年者の賃金)

第一〇三条 雇用される未成年者の賃金は、彼に支払われることができる。但し、賃金を受け取る権利を有する親または後見人が、雇用の開始より三〇日以内に、使用主に対し、彼が賃金を請求する旨を通知したときは、この限りでない。

(子の居所を決定すべき親の権利)

第一〇四条 子を養育する権利を有する一方の親は、子の権利または福祉を害するような移転を禁止する控訴裁判所の権限に服しながら、彼の居所を変更する権利を有する。

(子の行為について親は責任を負わない)

第一〇五条 親も子も、他方の行為について、その資格で、

責任を負わされることはない。

(妻はある場合に、未成年の子の養育を引き受けることができる)

第一〇六条 夫および妻が、離婚することなく、別居しているとき、所轄のいずれの裁判所または公務員も、妻の請求にもとづいて、彼女がこの州の住民であるときは、婚姻による未成年・未婚の子の養育に関して、調査すべき適当な令状を付与することができる。そして、場合に依りて、必要と考えられる期間および規制のもとに、子の養育をいづれか一方に許すことができる。裁判所の判決は、第一二七条に定められた規則によって指導される。

## 第二節 養子縁組

(子は養子になることができる)

第一〇七条 未成年の子は、本節に規定される場合において、その規則に従い、成年者によって養子にされることができ

る。  
(養子をするのができるのは誰れか)

第一〇八条 子を養子にする人は、少くとも、養子より二〇才、年長であり、かつ婚姻していなければならない。女の

場合は、未亡人であるか、または彼女の非行によらず、彼女の夫と合法的に離婚していなければならない。

(妻の同意が必要である)

第一〇九条 彼の妻と合法的に離婚していない夫は、彼の妻の同意がないときは、子を養子にすることはできない。

(子の両親の同意)

第一一〇条 嫡出子は、両親が生存しているときは、その同意なしに、また非嫡出子は、母が生存しているときは、その同意なしに、養子にされることはできない。但し、私権を剝奪され、または姦通もしくは虐待について有罪判決をうけ、かついずれかの理由で離婚され、常習飲酒者と判決され、または虐待もしくは怠慢を理由に子の養育を裁判上奪われた父または母の同意は、必要でない。

(子の同意)

第一一一條 十二才以上のときは、養子縁組について、子の同意が必要である。

(養子縁組に関する手続)

第一一二条 子を養子にする人、養子となる子および同意が必要とされる他の人は、養子をする人の居住する郡の郡裁判官の面前に出頭し、かつ必要な同意は、そこで署名され

なければならない。そして、養子をする人により、子が養子とされ、すべての点において、彼自身の嫡出子として処遇されるべき旨の合意書が作成されなければならない。

(裁判官の命令)

第一一三条 裁判官は、前条により彼の面前に出頭するすべての人を、個別に尋問しなければならぬ。そして、養子縁組によって子の利益が促進されることに満足するときは、裁判官は、その後、子はすべての点において、養子をする人の子とみなされ、処遇されるべき旨を宣言する命令を発しなければならない。

(養子縁組の効力)

第一一四條 子が養子とされたときは、養子をする人の氏を取得し、その後、二人は互いに法律上の親子の関係を維持し、かつ該関係から生じるすべての権利を有し、義務を負う。

(子の以前の関係に及ぼす効力)

第一一五條 養子とされた子の親は、養子縁組のときより、養子とされた子に関する親としてのすべての権利およびすべての責任を免れ、かつ子について、いかなる権利も有しない。

(非嫡出子の養子縁組)

第一一六条 非嫡出子の父は、婚姻しているときは、彼の妻の同意を得てそれが彼自身の子であることを公然と認知することにより、その資格で、彼の家族に受け入れ、嫡出子であるかのようにその他の処遇をし、それにより、それ自体で、子を養子にする。かかる子は、すべての目的のために、出生の時より嫡出子であったとみなされる。本節の前記の諸規定は、かかる養子縁組に適用されない。

第三款 後見人および被後見人

(後見人とは)

第一一七条 後見人は、他人の身上または財産の世話をすべく選任された人である。

(被後見人とは)

第一一八条 ある人の身上または財産に関して、後見人が選任されるとき、彼は被後見人とよばれる。

(後見人の種類)

第一一九条 後見人は

一 一般的、または

二 特別——のいずれかである。

ニュージャージー州民法典(二)(村井)

(一般的後見人とは)

第一二〇条 一般的後見人は、ある人の身上もしくはこの州内にあるすべての財産、またはこれら双方に関する後見人である。

(特別後見人とは)

第一二一条 他のすべてが特別後見人である。

(親による選任)

第一二二条 生まれた子または生まれようとする子の身上に関する後見人は、遺言書または捺印証書により、選任する親の死亡によって効力を生じるべく

一 子が姻出であるときは、母の書面による同意を得て、父により、または親の一方が死亡し、もしくはは同意することができないときは、他方の親により

二 子が非姻出であるときは、母により、——選任されることができる。

(選任がなければ、不動産の後見人はない)

第一二三条 親であると他人であるとを問わず、左に規定される選任による場合のほか、誰れも、財産に関する後見人としてのいかなる権限も有しない。

(裁判所による選任)

(一四五) 一四五

第二二四条 この州に居住する未成年者または精神異状者の身上もしくは財産またはこれら双方に関する後見人は、かかる後見人のないすべての場合に控訴裁判所により、また民事手続法典に規定される場合は、検認後見裁判所により、選任されることができる。

( ) ( )  
第二二五条 この州に居住しない未成年者または精神異状者の、この州内にある財産に関する後見人は、控訴裁判所により、選任されることができる。

(管轄権)

第二二六条 すべての場合において、第一三四条により解任されるべきを除き、最初に後見人を選任する裁判所が、彼を選任し、かつ監督する専属管轄権を有する。

(未成年者の養育を許可するための規則)

第二二七条 未成年者の養育を許可し、または一般的後見人を選任するについて、裁判所または公務員は、左の事項に よつて指導されるべきである。

一 子の世俗的および精神的・道徳的幸福に関して、子に として何が最善の利益と考えられるかにより、そして、

子が絵明な選択をするに充分な年齢であるときは、裁判

所は、問題を決定するについて、その選択を考慮するこ とができる。

二 養育または監護に関して、親が相反する主張をするときは、いずれも、それに関する権利を有しない。しかし、他の事項に関しては平等である。子が幼弱であるときは、それは母に許されるべきである。労働または事業のための教育および準備を要求すべき年齢であるときは、父に 許されるべきである。

三 二人の人が、他の点に関して、等しく適任であるときは、選任は、左のように

(一) 親族に

(二) 死亡した親の意思によつて指示された人に

(三) 子の養育に当てるべき基金の受託者としての地位 にある人に——まかされる。

(裁判所によつて選任された後見人の権限)

第二二八条 裁判所によつて選任される後見人は、被後見人の身上および財産に関して権限を有する。但し、別の命令 があるときは、この限りでない。

(身上の後見人の義務)

第二二九条 身上の後見人は、被後見人を養育する責任を負



わされ、また彼の養育・健康および教育の世話をしなければならぬ。彼は、州内のどこにでも、被後見人の居所を定めることができる。但し、裁判所の許可がないときは、他に定めることはできない。

(財産の後見人の義務)

第一三〇条 財産の後見人は、彼の被後見人の財産を安全に保管する義務を負う。彼は不動産を売却・消費または破壊することは許されない。相続不動産、その建物および付属物を、財産に属する金銭で維持し、かつ彼の後見職が終了した時は、避けることのできない腐朽および損害は別として、彼がそれらを受け取った時と同様の良好な状態で、引き渡さなければならない。

(信託関係)

第一三一条 後見人と被後見人は、信託関係にあり、「信託」の章の規定に従う。

(後見人は裁判所の監督のもとにある)

第一三二条 彼に委託された身上または財産の管理および処分について、後見人は、裁判所により規制され、かつ監督されることできる。

(共同後見人の死亡)

ニューヨーク州民法典(二)(一) (村井)

第一三三条 二人またはそれ以上の共同後見人の一人が死亡した場合は、裁判所によってさらに選任が行われるまで、権限は、引き続き生存者にある。

(後見人の解任)

第一三四条 後見人は、控訴裁判所により、左の原因のいずれかを原因に、解任されることができぬ。

- 一 彼の信託の濫用により
  - 二 その義務の履行を継続的に怠ることにより
  - 三 その義務の履行が不可能であることにより
  - 四 重大な不品行により
  - 五 彼の義務を誠実に履行することと対立する利害関係をもちことにより
  - 六 州から移転することにより
  - 七 財産の後見人の場合は、破産により、または
  - 八 被後見人が後見職のもとにおかれるべきことが、もはや適切でない場合
- (親によって指定された後見人、その免ぜられる理由)
- 第一三五条 親によって指定された後見人の権限は
- 一 第一三四条により規定される彼の解任により
  - 二 女の後見人の場合は、彼女の婚姻により、または

(二四七) 一四七

三 被後見人が成年に達したことにより、——免ぜられる。

(裁判所によって選任された後見人、その免ぜられる理由)

第一三六条 裁判所によって選任された後見人の権限は、単に

一 裁判所の命令により、または

二 選任がもつばら被後見人の未成年を理由としてなされたときは、彼が成年に達したことにより、——免ぜられる。

(被後見人による免責)

第一三七条 被後見人が成年に達した後、彼は、彼の後見人と支払に関する計算を行い、責任を免除することができる。これは、公正かつ不当威圧なしに得られたときは、有効である。

(後見人の免責)

第一三八条 裁判所によって選任された後見人は、被後見人が成年に達した後、一年を経過するまで、免責されることはない。

(精神病者)

第一三九条 精神異状者は、彼の居住する郡の郡裁判官の命令により、かかる人のための保護施設に収容されることが

できる。

一 裁判官は、二人の評判のよい医師の宣誓により、その人が精神異状であり、かつ一般に不適任であることを確認しなければならない。

二 命令を与える前に、裁判官は、本人を尋問しなければならない。それができない場合は、公平な人により、彼を尋問させなければならない。

三 命令が与えられた後、精神異状と主張された人、彼の夫もしくは妻、または三親等内の親族は、陪審の面前における審査を請求することができる。陪審は、すべての点で、精神異状の事実尋問のもとにおけると同様に、指導されなければならない。

#### 第四款 使用主および被用者

(徒弟として契約できるのは誰れか)

第一四〇条 未成年の男および十八才未満の女は、後に列挙される人または公務員の同意を得て、年季奉公契約書とよばれる書面により、完全に成年であるかのように(十八才までは契約することのできない女の場合を除き)、成年に達するまで、またはそれより短い期間、特定の職業の店員

・徒弟または雇人となる旨を契約することができる。

(契約に同意を与えるのは誰れか)

第一四一条 年季奉行契約に対する同意は、該契約書の末尾に証明書によつて与えられ、または裏書され

一 徒弟の父または母により

二 父が同意の能力を欠き、家族を遺棄し、扶養を怠り、または死亡し、かつ力づくで子を職業にしつける意思のもとに、彼が遺言による後見人または遺言執行者を指定していない場合において、かかる事実に関する証明書が、町の治安判事により、年季奉行契約書に裏書されているときは、母により

三 父が死亡し、かかる後見人または遺言執行者が彼によつて指定されていたときは、後見人または遺言執行者により

四 母が死亡し、または同意の能力を欠くときは、父により、

五 同意の能力のある親がなく、かかる遺言執行者もないときは、後見人により

六 かかる親・遺言執行者または後見人がいないときは、

町または郡の救貧官、町の治安判事二人または郡裁判官

ニューヨーク州民法典(一〇)(村井)

により、——署名される。

(年季奉公契約書の違反に関して、親または後見人が責任を負う場合)

第一四二条 年季奉公契約に同意する親・遺言執行者または後見人は、徒弟による該契約の違反に関して責任を負われない。但し、年季奉行契約または同意が、そのために彼に責任を負わす意思を表示する場合は、この限りでない。

(貧困な子は奉仕させることができる)

第一四三条 子が郡・町もしくは市の救貧院に託されているとき、またはその親が託されているときは、二一才に達するまで(女は十八才に達するまで)、かかる郡・町または市の救貧官は、親の同意を得て、子自身に有効な奉仕をさせることができる。しかし、町または市の公務員によるかかる拘束は、町の治安判事二人、市の市長・記録係および市会議員または彼等のうち誰れか二人の、書面による同意を得なければならぬ。

(インディアンの子に関する特別規定)

第一四四条 インディアンの子の生んだ子は、誰れも、この款のもとに、治安判事の面前で彼の同意を得た場合を除いて、年季奉公させられることはない。そして、彼の同意の

(一四九) 一四九

証明書は、年季奉公契約書が作成される町の記録係により、記録に記載せられなければならない。

(年季奉公契約書に書き入れられる子の年令)

第一四五条 すべて徒弟の年季奉公契約書には、徒弟の年令が明記されなければならない。かかる明記は、それに関する推定証拠である。そして、公務員は、年季奉公契約書の作成またはそれに対する同意の前に、徒弟の年令を知らなければならない。

(書き入れられるべき金銭上の約因)

第一四六条 徒弟の年季奉公契約に関して、いずれか一方に、なにか金銭上の約因があるときは、そのなかに明記されなければならない。

(ある場合には特別な合意が書き入れられる)

第一四七条 救貧官によって作成された徒弟の年季奉公契約書は、使用主が徒弟に、読むこと、書くことおよび算数の一般的な法則を教え、奉行期間が経過したときは、彼に新しい聖書を与える義務を負わなければならない。

(ある年季奉行契約書は寄託される)

第一四八条 すべて徒弟の年季奉行契約書を作成する公務員は、その副本を、彼が公務員である郡・町または市の記録

係に提出しなければならない。

(未成年の外国人による年季奉公契約書)

第一四九条 未成年の移民は、彼が成年に達するまで、またはそれより短い期間、そこで契約が締結される国の法律により規定される方法に従い、奉公する旨を契約することができる。年季奉公契約書は、彼がこの国に移住できるようにする目的で作成される場合において、その期間が彼の成年より先に伸びるときは、一年間とすることができる。しかし、これより長い期間とすることはできない。

( ) ( )

第一五〇条 第一四九条のもとに、すべての年季奉公契約書は、市の市長・記録係・市会議員または治安判事の面前における私的な尋問の後、市長により承認されなければならない。そして、承認の証明書は、年季奉公契約書に裏書されなければならない。

(譲渡する方法)

第一五一條 使用主は、第一四九条に明記された年季奉公契約書のもとに、それに裏書された書面により、かつ第一五〇条に規定された下級判事の裏書による承認を得て、それを譲渡することができる。

(年季奉公契約が無効な場合)

第一五二条 徒弟の年季奉公契約書は、前記の諸規定に従つて作成されないときは、彼を拘束することができない。

(郡の監督局長および監督官は、被用者の後見人となる)

第一五三条 郡の救貧監督局長、市および町の救貧監督官は、各自の郡・市または町におけるすべての徒弟または他の被用者が適切に処遇されるよう、かつ契約期間が彼の有利に終了するよう、検分しなければならぬ。そして、かかる人々に関するどのような苦情についても、法によつて定められた方法に従い、救済するのが彼の義務である。

(労務を欠勤する徒弟に課せられる処罰)

第一五四条 使用主がその人を教育するについて、金銭上の代償を何も受領しない場合において、徒弟が、故意に、許可なく労務を欠勤するときは、彼はかかる欠勤について、二倍の労務を強制されることが出来る。但し、彼が損害を弁償するときは、この限りでない。しかし、かかる追加的労務の期間は、当初の期間を越え、三年以上に延長されることはできない。

(被用者または徒弟は、誰れでも、彼が自由の身になる時、いつ、どこで、彼が仕事をするかについて、どのような制約

もうけない)

第一五五条 誰れも、徒弟または被用者との間で、どこか特定の場所では彼の仕事をを行わない旨の合意・宣誓または約束をすることはできない。誰れも、徒弟または被用者から、彼の奉公期間が経過した後、どこかで彼が仕事をする事についてどのような代償を取り立てることもできない。

(処遇)

第一五六条 前条の規定に違反して取り立てられたような代償も、利息を付して、回復されることが出来る。そして、かかる合意をうけ、またはかかる代償を取り立てるすべての人は、徒弟または被用者に対して、一〇〇ドルの罰金を支払う責を負う。

(死亡した使用主の遺言執行者または遺産管理人が年季奉公契約を譲渡できる時)

第一五七条 救貧官によつて義務を負わされたいづれの徒弟についても、その主人の遺言執行者または遺産管理人は、治安判事の面前で承認された、徒弟の書面による同意を得て、年季奉公契約を譲渡することができる。

(裁判所による譲渡)

第一五八条 徒弟が、前条のもとに、譲渡に同意することを

拒絶するときは、常設裁判所は、彼の同意なしに、申立にもとづいて、徒弟に対し、または郡内に彼の親もしくは後見人がいるときは、その人に対し、十四日間の予告の後、かかる譲渡を許可することができる。